

# 臨床研修医の行う医療行為の基準

福井県立病院における臨床研修医の行う医療行為の基準

※単独で行ってよいことでも初回は上級医立会いの下で実施し、上級医の承認後、単独での実施とする。

※単独で行ってよいことでも施行が困難な場合は、無理をせずに上級医に相談する。

項目	研修医が単独で行ってよい医療行為	指導医・上級医の同席の下で行うべき医療行為
診察	全身の視診、打診、触診	内診
	簡単な器具（聴診器、打腱器、血圧計など）を用いる全身の診察	陰鏡診
	直腸診（産婦人科を除く）	直腸診（産婦人科）
	耳鏡、鼻鏡、検眼鏡による診察	
生理学的検査	心電図（12誘導）	負荷心電図
	聴力、平衡、味覚、嗅覚、知覚検査	
	視野、視力、色覚、眼圧	
	簡易呼吸機能（肺活量など）	精密呼吸機能
	脳波検査	脳波判読
	パルスオキシメーター	筋電図
	呼吸終末期二酸化炭素濃度	神経伝達速度
内視鏡検査	咽頭鏡	各種内視鏡検査 直腸鏡、肛門鏡、食道鏡、胃内視鏡 大腸内視鏡、気管支鏡、膀胱鏡
画像検査	超音波検査（体表から施行するもの） （患者が女性の場合注意）	超音波検査（左記以外のもの） 単純X線撮影 各種造影X線撮影 血管造影、消化管造影、気管支造影、脊髓造影
血管穿刺と採血	末梢静脈穿刺と静脈ライン留置	中心静脈穿刺（鎖骨下、内頸、大腿） PICC 挿入
	※血管穿刺の際に神経を損傷した事例もあるので要注意	動脈ライン留置
	※小児の場合、指導医の許可を得るまで行ってはならない。	出血傾向のある患者の動脈穿刺
	動脈穿刺・採血	小児の動脈穿刺
	※肘窩部では上腕動脈は正中神経に併走しており、神経損傷には十分注意	
穿刺	皮下の嚢胞	深部の嚢胞 浅在部の腫瘍穿刺（生検）
	皮下の膿瘍	深部の膿瘍
		関節腔の穿刺
		胸腔、腹腔穿刺
		腰椎穿刺 骨髄穿刺
		膀胱穿刺
産婦人科		産婦人科的検査
その他	アレルギー検査（貼付、皮内）	アレルギー検査の判定
	簡易知能検査（長谷川式簡易知能検査、MMSE など）	発達テスト、知能テスト、心理テストの解釈
治療処置	皮膚消毒、ガーゼ、包帯交換	ギプス巻き、ギプスカット
	軽度の外傷、熱傷の処置	導尿（新生児、乳幼児）
	浣腸（新生児以外）	浣腸（新生児）
	外用薬塗布	
	気道内吸引	EDチューブ挿入
	ネブライザー	イレウス管挿入
	導尿・バルンカテーテル留置（新生児、乳幼児以外）	胃瘻チューブの交換
	胃管挿入	気管カニューレの交換（気管切開後早期の場合）

治療処置	気管カニューレの交換（長期にわたり気管切開が行われている場合）	胸腔ドレーン留置 ラリングアルマスク挿入
	気道確保	気管挿管
	用手的人工換気	人工呼吸器の設定
	胸骨圧迫	除細動
		産婦人科的処置
注射	皮内注射、皮下注射、筋肉内注射	動脈注射
	末梢静脈注射	関節内注射
	中心静脈注射（ラインが留置してある場合）	
	輸血	
麻酔	局所浸潤麻酔	脊髄くも膜下麻酔 硬膜外麻酔 静脈麻酔 吸入麻酔
外科的処置	手術野の消毒、ドレーン抜去	
	皮膚の縫合	深部の縫合
	術後創部の処置	深部の止血
	抜糸	深部膿瘍の切開排膿
	皮下の止血	手術
	皮下膿瘍の切開排膿	
処方	一般の内服薬・注射薬（右記以外のもの）	向精神薬の処方（内服・注射とも）
	輸血	※上級医に承認を受けること
		特定生物由来の薬剤の投与指示
	酸素療法	麻薬の処方（内服・注射とも）
	食事療法（経管栄養法を含む）	抗悪性腫瘍薬の処方（内服・注射とも）
	理学療法	※上級医の追認が必要
その他	療養指導 日々の病状説明	病状説明（治療方針のときなど）
	インスリン自己注射指導	侵襲的検査・手術・麻酔についての同意の取得
	血糖自己測定指導	診断書・証明書作成
		※上級医の追認を受ける前に発行してはならない
		病理解剖
		病理診断報告